社会福祉法人敬愛会役員等報酬規程

（目的）
第1条
この規程は、社会福祉法人敬愛会（以下、「法人」という。）定款第25条に基づき、役員（理事及び監事）・評議員・評議員選任・解任委員（以下、「役員等」という。）の報酬及び費用並びに退職慰労金（以下、「報酬等」という。）に関する事項について定めるものとする。

（定義）
第2条
この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
（１） 役員とは理事及び監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員と合わせて役員等という。
（２） 常勤役員とは、法人の事業所に勤務する役員で、週5日以上勤務するものをいう。
（３） 職員兼務役員とは法人の職員を兼務する役員のことをいう。
（４） 常勤役員と職員兼務役員以外の役員を非常勤役員という。
（５） 報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法45条の18第3項同法第45条の19第6項において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
（６） 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費（通勤費を含む）、旅費（宿泊料及び食卓料を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の種類）
第3条
役員等に支給する報酬等の年間総額は、当該支給を行う前年度におけるサービス活動収益の 5%と年額5,000万円のいずれか低い方を上限とした中で、評議員会において承認された範囲内とし、役員等の種類に応じて以下のとおり報酬等を支給する。
（１） 常勤役員に対し、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。
（２） 非常勤役員に対し、報酬を支給する。
（３） 職員兼務役員に対し、報酬を支給する。

（常勤役員に対する報酬等）
第4条
常勤役員に対する報酬等月額は以下のとおりとする。
（１） 常勤役員に対する報酬は、別表1に定める額。
（２） 通勤手当については、職員給与規程第12条に定める額。
（３） その他、職務遂行のために必要な経費については旅費規程に定める額。

（常勤役員に対する賞与）
第5条
常勤役員に対して支給する賞与の額は、職員給与規程で定める基準日(退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において受ける報酬月額に、理事長が100分の40、常務理事が100分の20を乗じて得た額の合計額に、夏季100分の150、冬季100分の200を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）	６箇月	100分の100
（2）	６箇月以上６箇月未満	100分の80
（3）	６箇月以上５箇月未満	100分の60
（4）	３箇月未満	100分の30

（常勤役員に対する退職慰労金）
第 6 条
常勤役員は、その役割を円滑に満了し、辞任または死亡により退任した者に対して退職慰労金を支払うことができる。なお、常勤役員が死亡により退任した場合には、その遺族に支払う。常勤役員に対する退職慰労金は、別表 3 のとおりとする。なお、支給を受けることのできる役員は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員退職手当事業及び、栃木県民間社会福祉施設退職手当共済のどちらにも加入していない常勤役員が退任した場合に限定し、これらに加入していない月から役員退任時と 70 歳のどちらか早い方を下限に在職期間を算定し、退職慰労金を支給する。また、60 歳以上で法人の職員を退職した者や、55 歳以上で公務員及び一般企業の退職者が新たに法人の常勤役員として就任した場合においても退職慰労金は支給しない。

（非常勤役員等に対する報酬）
第 7 条
非常勤役員等に対する報酬等の額は、以下のとおりとする。
（１） 非常勤役員等の報酬については、別表 2 に定める額。
（２） 通勤手当については、職員給与規程第 12 条に定める額。
（３） その他、職務遂行のために必要な経費については旅費規程に定める額。

（職員兼務役員に対する報酬）
第 8 条
当会の常勤職員として老人福祉法並びに児童福祉法に定める施設長またはこれらに準ずる職務を兼務し、職員給与規程により給与を支給されている職員に対し、これらに加え、別表 4 に定める報酬を支給する。

（報酬等の支払方法）
第 9 条
本規程に定める報酬等は、毎月 15 日（その日が日曜日、休日又は土曜日にあたるときは、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日ではない日）に支給する。
２　賞与を支払う場合には職員給与規程に定める支給月に支給する。
３　報酬等は通貨を持って本人（死亡により退任した者の退職手当についてはその遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（報酬等の日割り計算）
第 10 条
新たに役員等に就任した者には、その者が常勤役員の場合にその日から報酬等を支給する。
２　役員等が退任し、又は解任された場合、その日までの報酬等を支給する。
３　月の途中で就任し、又は退任、若しくは解任された場合、その月の総日数から日曜日及び土曜日数を差し引いた日数を基礎とし、日割り計算にて支給する。
４　第 2 項の規程に関わらず、役員等が死亡により退任した場合は、常勤役員の場合に限り、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）
第 11 条
この規程により、支給金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
（１） 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
（２） 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

（公表）
第 12 条
当会は、この規程をもって社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給基準として公表する。

（改廃）
第 13 条
この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）
第 14 条
この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則
・本規程は、平成 29 年度に開催される定時評議員会において承認された後、平成 29 年 4 月 1 日に遡及し、施行する。
・本基準は令和 3 年 6 月 22 日より施行する。
・本基準は令和 5 年 3 月 18 日より一部改正し施行する。

（別表 1）

理事長	月額 1,300,000 円以内
常務理事	月額　840,000 円以内

（別表 2）

（１）理事に対する報酬（非常勤）

評議員会、理事会への出席	非常勤役員として週に 3 日以内の勤務実績がある場合（行政監査への立ち会いも含む）	非常勤役員として週に 3 日以上 5 日未満の勤務実績がある場合
10,000 円/日	15,000 円/日	30,000 円/日

（２）監事に対する報酬

評議員会、理事会に出席した場合	監事監査の実施	行政監査等への立ち会い
10,000 円/日	20,000 円/日	15,000 円/日

（３）評議員に対する報酬

評議員会への出席	その他評議員として定款に定める業務を行った場合
10,000 円/日	10,000 円/日

（４）評議員選任・解任委員に対する報酬

評議員選任・解任委員会への出席
5,000 円/日

※ 事務局として法人職員が委員となる場合には支給しない。

（別表 3）

常勤役員退職慰労金	最終役員報酬月額×在職年数×功績倍率

（功績倍率）

在職期間	理事長	常務理事
3 年未満	0	0
3 年以上 5 年未満	0.1	0
5 年以上 10 年未満	0.3	0.2
10 年以上 15 年未満	0.5	0.4
15 年以上 20 年未満	1.0	0.6
20 年以上 25 年未満	1.2	0.8
25 年以上	1.3	1.0

（別表 4）

（職員兼務役員に対する報酬）

役職	役員報酬月額
理事長	200,000 円以内
常務理事	100,000 円以内
理　事	50,000 円以内

社会福祉法人敬愛会常勤役員報酬支給基準

（常勤役員に対する月額報酬額）

第１条

社会福祉法人敬愛会（以下、「法人」という。）は社会福祉法人敬愛会役員等報酬規程（以下、「報酬規程」という。）において、評議員の承認のあった総額の範囲内で、以下のとおり常勤役員の種類ごとに支給する報酬額を定める。

2　常勤役員の報酬額は、原則就任した年度において最初に開催される評議員会において当該任期中に支給する報酬額を決定する。

3　新たに就任した常勤役員報酬は、以下の（１）で定める基準額に、（２）の係数を乗じて得た号級に応じた額を支給する。

4　常勤役員が再任した場合には再任前の任期中の職務執行に対し、（３）に定める経営指標項目による評価を行い、号級が上がる場合には、理事長について最大３号級、常務理事については最大４号級を上限に報酬額を見直す。なお、号級が下がる場合においてはこの限りではない。また再評価の結果、各号級において１を下回った場合には１とする。

（1）常勤役員報酬基準額

役員種類	号級
理事長	A-1
常務理事	B-1

（2）新たに常勤役員が就任した場合

学　　歴	大学院・福祉系大学	大学	短期大学・専門学校	高等学校
係　　数	4	3	2	1
福祉経営・運営経験（通算 10 年以上）	高齢者福祉分野	保育・障害福祉分野	行政機関・教育期間	経験無し
係　　数	4	3	2	0
福祉分野（行政・教育経験含）経験年数	20 年以上	15 年以上	10 年以上	10 年未満
係　　数	4	3	2	1

（3）常勤役員が再任した場合

経営指標項目	YES	NO
法人の信用を揺るがすような重大な法令違反がなかったか	1	-2
職員の全国平均を上回る離職はなかったか	1	-2
任期中のサービス活動収益平均が前任期平均の 95%以下とならなかったか	1	-3
任期中のサービス活動収益平均が前任期平均の 100%以上であったか	2	0
新規事業への開拓を進められたか	1	0
法人の名誉となる取り組みを行えたか（受賞・掲載など）	2	0

号級		号級		号級		号級	
A-1	350,000	A-21	1,080,000	B-1	275,000	B-21	660,000
A-2	400,000	A-22	1,100,000	B-2	300,000	B-22	670,000
A-3	450,000	A-23	1,120,000	B-3	325,000	B-23	680,000
A-4	500,000	A-24	1,140,000	B-4	350,000	B-24	690,000
A-5	550,000	A-25	1,160,000	B-5	375,000	B-25	700,000
A-6	600,000	A-26	1,180,000	B-6	400,000	B-26	710,000
A-7	700,000	A-27	1,200,000	B-7	425,000	B-27	720,000
A-8	750,000	A-28	1,220,000	B-8	450,000	B-28	730,000
A-9	800,000	A-29	1,240,000	B-9	475,000	B-29	740,000
A-10	850,000	A-30	1,260,000	B-10	500,000	B-30	750,000
A-11	880,000	A-31	1,280,000	B-11	515,000	B-31	760,000
A-12	900,000	A-32	1,300,000	B-12	535,000	B-32	770,000
A-13	920,000			B-13	560,000	B-33	780,000
A-14	940,000			B-14	585,000	B-34	790,000
A-15	960,000			B-15	600,000	B-35	800,000
A-16	980,000			B-16	610,000	B-36	810,000
A-17	1,000,000			B-17	620,000	B-37	820,000
A-18	1,020,000			B-18	630,000	B-38	830,000
A-19	1,040,000			B-19	640,000	B-39	840,000
A-20	1,060,000			B-20	650,000		

（職員兼務役員に対する報酬額）

第2条

法人は報酬規定第8条に定める職員を兼務している役員に対し、以下の基準により職員として受け取る給与に加え、報酬を支給する。なお、算出された金額が報酬規定において定められている上限額を上回った場合には報酬規程の上限額とする。

役員種類	1拠点あたりの報酬額
理事長	30,000円/月
常務理事	10,000円/月
理　事	5,000円/月

※令和3年4月1日時点において法人に組織されている拠点数　7拠点

社会福祉法人敬愛会役員報酬等規定に対する根拠資料

（参考１）民間企業の役員報酬及び賞与の支給平均額（当会と同等規模以上従業員 300 人未満を抜粋）

役　職	月額報酬額（円）	年間賞与額（円）	合計報酬額（円）
会　長	2,690,000 円	2,430,000 円	34,710,000 円
社　長	2,460,000 円	2,830,000 円	32,350,000 円
専　務	1,860,000 円	730,000 円	23,050,000 円
常　務	1,590,000 円	4,760,000 円	23,840,000 円
常勤監査役	670,000 円	0 円	8,040,000 円

（労政時報 2017 年役員報酬・賞与額の最新実態より引用）

（参考２）当会の幹部職員の年収目安　（令和３年４月１日現在）

役職	最少額（円）	最大額（円）	平均値（円）
統括管理官級	9,500,000 円	13,500,000 円	11,500,000 円
管理官級	7,000,000 円	11,000,000 円	9,000,000 円
部長級	5,500,000 円	7,500,000 円	6,500,000 円
課長級	4,500,000 円	5,750,000 円	5,125,000 円

（これらをふまえた支給額の妥当性）

（参考１）に示してある民間企業の役員報酬年額は会長職、社長職の平均値が 3,300 万円程度であり、専務、常務級の役員の平均値が 2,300 万円程度であった。これらの報酬年額は（参考 2）に示す当会幹部職員の平均年収額の 2.5～3.5 倍であり、当会の役員報酬支給最高額と比較しても約 2.5 倍となっている。

これらを勘案すると、当会が定める常勤役員報酬額は過大であるとは言えず、支給基準及び報酬額は妥当であると考えている。

（参考３）那須烏山市特別職員に対する退職金の支給基準

市　長	15,120,000 円/１期あたり
副市長	7,320,000 円/1 期あたり

（これらをふまえた役員退職慰労金の妥当性）

上記の特別職員に対する退職金支給基準に対し、当法人は役員報酬最高月額 100 万円×4（1 期に例えた場合）×0.1＝400,000 円と低く、仮に 25 年の任期期間を経た場合における支給額が 3,000 万円である。加えて、民間企業の役員退職慰労金の平均支給額が 4,000 万円であった。

また、平成 18 年度以前に入職している職員が受け取る退職金を満額換算すると最大値で 3,000 万円程度であることを考慮すると、民間企業の役員や公的機関の幹部役員及び当会職員の退職金額と比較しても過大であるとは言えず、当法人が定める役員退職慰労金の支給基準は妥当であると考えている。